

# [困窮者の多様さに対応可能な 資源の開発事業]

(2015年6月～2016年3月)

平成27年度福祉医療機構  
社会福祉振興助成

## [何をしたいか]

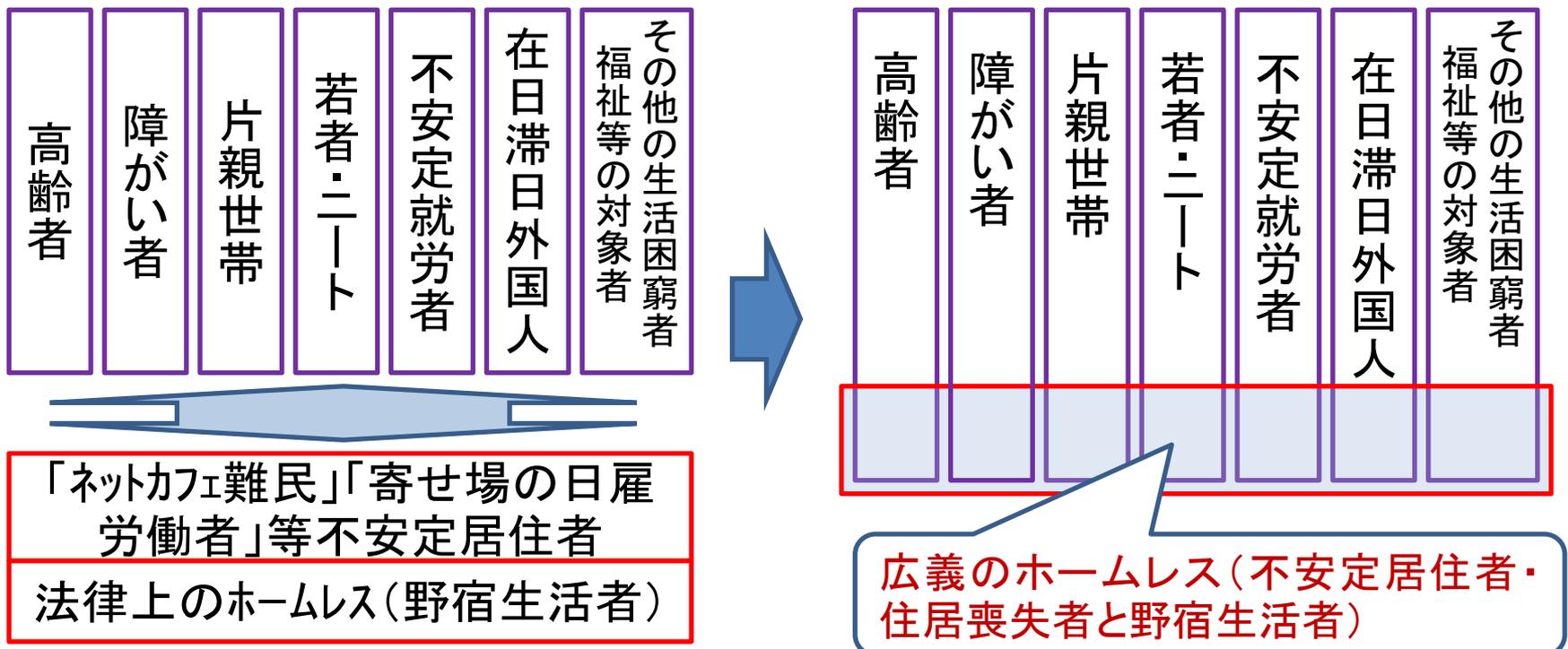
仕事や生活の関係で、一カ所で長くは定住しにくい  
「**非定住型**の不安定就労者やホームレス・困窮者」でも、  
どこに行っても、その人の状態に適した支援を受けられる、  
広域と地域、両面での支援態勢を形づくる。

## [その第一歩として、2015年度は]

- 1、大阪市北区・西成区・羽曳野市で、主催共催4団体が、
- 2、それぞれが主たる支援対象者に行っている人たちに適した  
シェルターを連携して設置しながら、
- 3、各地域でネットワークをつくり、つなげていこうとする事業。

## [認識の基礎]

- ◆ホームレスの様相が、2000年代初期までの「元日雇の中老年男性中心」から、「すべての年齢層・性別へと広がり、ホームレスに至る要因も多様化」したことへの対応が必要。
- ◆「野宿生活者『層』への支援」から「多様なホームレスに対応できる支援」に変わっていく必要がある。



# 1、今年度事業でやっていること

電話相談・メール相談

大阪希望館

主に若年ホームレスや  
不安定就労者

6月から、既存の支援資源  
(居室7室+談話室1室)を、  
WAM事業で実施

7月から、2DKのハイツ  
2室を支援用に借上げ

8月  
から、  
サポ  
ー  
テイ  
ブ  
ハウ  
ス2  
室を  
支援  
用に  
借上  
げ

困窮者支援室ひぽ

主に単身高齢・障がい・  
疾病の野宿生活者と  
生活保護受給者

羽曳野希望館

主に困窮家族や  
DV被害者

行政や各種相談機関などからの依頼

## 大阪希望館シェルター(若者・不安定就労者)

- ◆シェルターであると同時に自立支援施設
- ◆個室＋談話室のグループホーム型
- ◆生活費は就労訓練作業の対価で支給
- ◆経営する就労移行支援事業所で、障がい者や就職困難者の就労準備支援が可能
- ◆入居者や卒業者が、大淀寮OB会とともに町会や地域の活動に参加。
- ◆求職活動と通勤に便利な都心部に設置

## ひぽシェルター(単身の高齢者・障がい者)

- ◆夜間や日常のサポートが必要な高齢者・障がい者が安心できるよう、サポータティブハウス(支援付共同住宅)に設置
- ◆経営する訪問看護と、精神科や内科の医師、訪問介護、家主管理、金銭管理サービス、障がい者就労支援施設等との連携で、シェルターの利用中も卒業後も、手厚く継続サポート

## 羽曳野希望館 シェルター (困窮家族・DV 被害者)

- ◆家族が一緒に暮らせるよう、2DKのハイ  
ツを活用
- ◆安心して過ごせるよう、閑静な住宅地に  
設置

## 2、どこまで進んだか

- ◆ それぞれのシェルターの特徴や存在意義が、それぞれの地域で定着しつつある段階か。  
シェルターを含む地域の支援ネットワークは、それぞれにゆるやかにあるが・・・まだ明確な存在しては見えてはいないという段階。
- ◆ 一つの前進としては、羽曳野希望館が大阪府南部ブロックで、大阪希望館が同北部ブロックで「一時生活支援事業」の担い手に位置付けられたこと→WAM事業の施策化

## 3、事業を通して見えてきたもの

### [電話・メール相談]

- ・総合支援資金や小口資金の要件を満たせない人、
- ・生活保護の扶養義務照会が困る人、
- ・自己破産しても連帯保証人に迷惑がおよぶ人、
- ・申請→決定までの生活資金(食費以外)が枯渇している人、  
への支援策はないのか。

## [大阪希望館]

- ◆前年度よりも20代の割合が増加。希望館の「集団生活」でも精神的にもたない人も。(まったく干渉されない状態が必要)
- ◆希望館や自立支援センターでの長期入居→安定就労の獲得よりも、採用されやすい寮付派遣を強く望む人も増加。
  - チャレンジネット閉鎖の影響で、さらに多様化した相談者の状態やニーズに对应していくことが求められている。
- ◆「派遣の寮を出た後いまと違う地域に住むつもりだが、どこに相談していいか分からない。」「まだ住んでいないので相談を受けてもらえない。」という人も。
- ◆定住の困窮者でも、どこに行けばどういう相談をしてもらえるかわからない人も多い。
  - 地域の定住者をメインにした相談窓口だけでなく、非定住層を対象にした広域相談窓口も必要。

## [ひぽ][羽曳野希望館]

- ◆生活保護を受給しているいないに関わらず、「適切な」精神疾患の治療を受けられていないなどの影響で、居宅があっても帰れず野宿生活していたり、一定の野宿場所から移動できないなどの状態にある人が、多く野宿生活で残されている。
- ◆訪ねてくる親族の暴力で、自分の居宅にいたることができない。
  - 精神疾患で安定期でない人にも対応でき、生活保護受給者でも使える、緊急避難場所が不可欠。
- ◆DV被害により、支援中の市町村から別の市町村に移る必要がある。(その中継地点としてのシェルター利用)
  - 支援機関・支援団体間の広域連携が必要。
  - 福祉事務所単位の相談窓口でも、市外に転出した要援護者への継続支援を、一定期間おこなえることが必要。

## 2、来年度以降めざしたい構図

